

12月24日の嘉田由紀子代表の談話について

嘉田由紀子代表は12月24日、両院議員総会後に「日本未来の党の役員人事案の取り扱いについて（談話）」を報道機関向けに発出した。その内容には多くの事実誤認があり、その誤った認識に基づき、談話は論理展開されている。これは両院議員総会において、全会一致で承認された改正規約に基づき、正当かつ民主的に進められた議事を真っ向から否定するものである。このような不適切な行為を議会人、政党人である我々は、到底容認できるものではなく、嘉田代表に対して謝罪と撤回を求める。

【幹事会、両院議員総会に至る経緯及び審議と結果について】

まず事実関係を整理する。12月23日、嘉田由紀子代表から森ゆうこ副代表に対し幹事会、両院議員総会開催の指示があり、12月24日の午後5時から党本部2階で幹事会、午後6時から両院議員総会を開催する旨を関係者に告知した。

また、代表の要請を受け、12月24日午後12時半、鈴木克昌衆議院議員室に鈴木克昌議員、森ゆうこ議員、広野ただし議員、佐藤公治議員、川島智太郎前議員が集まり、代表から党役員人事案の提案を受けたが、全員一致して同意できるものではないことを返答した。その際、森議員から両院議員総会の位置づけを明確化するための規約改正を事務方に指示したと報告し、代表の了承を得た。

12月24日午後5時、嘉田由紀子代表、飯田哲也代表代行、森ゆうこ副代表、阿部知子副代表、山田正彦副代表、広野ただし幹事、谷亮子幹事、佐藤公治幹事、川島智太郎幹事出席のもと、幹事会が開催された。森副代表より、改正規約案が提案され、全会一致で承認された。代表から役員人事案が報告されたが、時間的制約のため、幹事会として審議及び議決を行わず、原案のまま両院議員総会に提案することに限り了承した。午後6時からの両院議員総会は幹事会との合同会議として開催することを確認した。

12月24日午後6時10分ごろ両院議員総会と幹事会の合同会議が開始された。冒頭、広野ただし参議院議員が議長に選出された。合同会議の位置づけを明確化すべきとの亀井議員の提起を受け、合同会議ではなく正式な両院議員総会として開催することを全会一致で承認した。出席議員は、青木愛、阿部知子、亀井静香、小宮山泰子、鈴木克昌、玉城デニー、畠浩治、村上史好の各衆議院議員、佐藤公治、主濱丁、谷亮子、はたともこ、平山幸司、広野ただし、藤原良信、森ゆうこの各参議院議員である。森副代表から幹事会で承認された改正規約案の報告があり、全会一致でそれを承認した。

嘉田代表から役員人事案についての提案があり、議長により全議員からの意見開陳が求められ、丁寧に議事が進行された。亀井議員、阿部議員、山田副代表を除く13名の議員は反対の立場から意見を開陳した。主濱議員から「小沢一郎衆議院議員を共同代表に要請する」との動議が出された。代表提案の議案の了承が見通せない状況を踏まえ広野議長は、代表に対して人事案の再考を求めたが、代表は受け入れることがなかった。

両案について広野議長は、両院議員総会に諮られた正式な議案であり、嘉田代表の時間的制約があること、結論を出さなければ閉会できないことから、議案及び動議につい

て採決を行った。その結果、代表提案の役員人事案は反対多数で否決され、主導議員からの動議は賛成多数で可決された。

【代表の事実誤認と民主的手続きに対する認識欠如について】

以上の経過から明らかのように代表がいうような「嘉田代表が提案した役員人事案について了承しない」とする動議は出されていない。代表提案の役員人事案は審議がなされた上で決が採られ反対多数で否決されたのが事実である。

代表からの役員人事の審議要請に基づき、両院議員総会は開催された。その両院議員総会を正式な議決機関として位置付けるため、幹事会及び両院議員総会で規約改正が提起され、全会一致で承認された。その正式な手続きを経て承認された規約に基づき両院議員総会の議事は進行されたものである。しかるにその議事の結果が代表の意に沿わないとために事実誤認に基づく論理を開闢し「採決結果は無効」と述べていることこそ、民主的な手続きを全く無視した独裁的思考と行動であり、到底容認できるものではない。

また、代表は「両院議員総会において共同代表の人事提案に関する事項を議決することの正当性について党内論議が尽くされておらず」と言及している。しかしながら代表から人事案の審議を求められて、規約を改正し、両院議員総会を正式な議決機関に位置づけ、右総会を開催したのが経緯である。いかなる議案も結論を出さなければ閉会することができず、異論があろうとも決を採り、議論を終結させることは議事進行上当然の行為である。代表の時間的制約がある中、人事案について丁寧に審議し、最終的な結論を導き出すために議決したものである。

結果として反対多数となり、代表提案の人事案は否決された。このようにして規約に基づき公平に議事を進めた結果に対して代表が指摘する「非民主的な意思決定」といった論は、代表本人の非民主的態度を如実に表すものである。

また、「そもそも『幹事会が主催する両院議員との懇談会』となるはずであったところ」と代表は言及している。しかしながら上記の経過説明にある通り、両院議員総会は当初、幹事会との合同会議で始められたが、亀井議員の提起を受け、合同会議ではなく正式な両院議員総会との確認を全会一致で承認している。代表ご本人は、その場で一言も反論を述べず、総会後に異を唱えるような手法は、民主的な手続きのあり方を全く理解していないと言わざるを得ない。

「幹事会席上で事前相談なく両院議員総会を定める規約改正が提案され、改正権限の有無について明らかでない幹事会」と代表は指摘しているが、これも上記の経過から事実誤認も甚だしい。24日の12時半の鈴木議員室において、森議員からの規約改正提案について代表は承認している。また、改正権限の有無については、幹事会で審議した改正前の規約の附則第1条の「本規約は設立時における暫定規約であり、次期大会において幹事会の発議に基づき本規約の改正を行う」、第2条の「次期大会までの間に限り、本規約に定めなき事項は、幹事会において協議し、決定する」との規定から明らかに幹事会に改正権限がある。幹事会の場において、事務局からもこの項が指摘され、幹事会に改正権限を有することが確認された。このような経緯があるにもかかわらず、総会後に異論を唱えるというのは代表の記憶能力の問題なのか定かではないが、到底認

められるものではない。

また、「両院議員総会に代表選出権限までをも認めるかどうかの明確な確認がなされないままに開催されたものでした」という代表の指摘に至っては、配布された規約の読解力、審議の理解能力が欠如しているとしかいいようがない。規約第6条1項は「本党に、代表を1名置く」、同2項で「必要に応じて、共同代表を若干名置くことができる」、第4項で「代表は、大会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない」とある。また、第5条1項で「大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、代表及び党所属国会議員をもって構成する」、第2項で「両院議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる」とされている。

以上からも明らかなように、両院議員総会は代表選出権限を有している。一方、代表単独での共同代表の選任権限の規定はない。このように規約で明確に規定されているにもかかわらず、両院議員総会に代表選出権限がないなどと代表が指摘していることは全く理解することができない。

さらに代表は「強行に採決がなされた動議は、党内民主主義の観点からも正当性を欠くものである」と言及しているが、これも不適切な論理展開である。先に示した通り、代表から議案審査を求められ、両院議員総会を開催したわけであり、議事を閉じるにあたり、議案に結論を出すのは当然の手続きである。正当かつ民主的な手続きでなされた結論が代表の意向に沿わないからといって「代表として納得できない」と述べたところで、それを認めてしまえば、それこそ党内民主主義の観点から正当性を欠くことになる。このような不当な代表の主張、行為に対し、強く抗議するものである。

最後に代表は「両動議の採決結果は無効であると考え」、「提示した人事案を撤回することなく」と結んでいる。代表を含む全会一致で承認した規約に基づき、進められた議事の結果について代表が無効というのは、公党の正規の手続きを無視した極めて独裁的な手法である。

嘉田代表は以上のことから明らかなように、自身の事実誤認、民主的手続きに対する認識欠如、独裁的思考が甚だしく、そうした姿勢を早急に改めるとともに、国民に国政の負託を受けた私たち国会議員に対し謝罪の上、12月24日に発出した談話を撤回すべきである。

2012年12月26日

日本未来の党

衆議院議員	青木愛	参議院議員	佐藤公治
衆議院議員	小沢一郎	参議院議員	主濱了
衆議院議員	小宮山泰子	参議院議員	谷亮子
衆議院議員	鈴木克昌	参議院議員	はたともこ
衆議院議員	玉城デニー	参議院議員	平山幸司
衆議院議員	畠浩治	参議院議員	広野ただし
衆議院議員	村上史好	参議院議員	藤原良信
		参議院議員	森ゆうこ

日本未来の党 規約（案）

第1章 総則

第 1条（名称）

本党は、「日本未来の党」と称し、東京都に本部を置く。

第 2条（目的）

本党は、党の基本理念とそれに基づく基本政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員・サポーター

第 3条（党員・サポーター）

本党の党員・サポーターは、本党の基本政策および政策について賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。

- 2 党員に関する細則は、別途定める規則に基づく。
- 3 国會議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、幹事会の承認を得ることを必要とする。

第3章 議決機関

第 4条（大会）

本党の最高議決機関を大会とする。

- 2 大会は、党所属国會議員および幹事会で定めた者をもって構成する。
- 3 大会は、年間の活動報告・活動計画、予算・決算、規約の改正、役員人事、その他重要事項を審議し、決定する。
- 4 定期大会は年1回、幹事会の議を経て代表が招集する。また代表は、必要に応じて臨時大会を招集することができる。
- 5 代表は、両院議員総会が議決によって要請した場合は、早期に臨時大会を招集しなければならない。
- 6 大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決定する。
- 7 大会の議案および運営等に関し必要な事項は、幹事会において決定する。

第 5条（両院議員総会）

大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、代表および党所属国會議員をもって構成する。

- 2 とくに緊急を要する事項については、両院議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。
- 3 両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
- 4 大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、次期の党大会に報告し、承認を受けなければならない。
- 5 両院議員総会は、代表あるいは幹事会の議決による要請により、両院議員総会長が招集する。
- 6 両院議員総会長は、党所属国會議員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に両院議員総会を招集しなければならない。
- 7 両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。

第4章 役員および執行機関

第 6条（代表）

本党に、代表を置く。

- 2 必要に応じて、共同代表を若干名置くことができる。
- 3 代表は、党を代表する最高責任者とする。
- 4 代表は、大会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 5 任期満了に伴う代表の選出は、總支部・県連を通じて本部に登録された党員・サ

- ポーター、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者、所属国会議員による選挙によって行う。代表選挙における各有権者の投票権の行使の方法については、代表選挙規則において定める。
- 6 任期途中で代表が欠けた場合は、臨時大会または両院議員総会において代表を選出することができる。

第 7条（副代表）

- 1 本党に、副代表を若干名置くことができる。
- 2 必要に応じて、副代表の中から代表代行を置くことができる。
- 3 副代表は、代表を補佐し、党務を遂行する。
- 4 副代表は代表が選任し、大会または両院議員総会の承認を得る。任期は1年とする。

第 8条（幹事長）

- 1 本党に、幹事長1名を置く。
- 2 幹事長は代表を補佐し、党運営を統括する。
- 3 幹事長は代表が選任し、大会または両院議員総会の承認を得る。任期は1年とする。

第 9条（幹事）

- 1 本党に、幹事を10名以内置くことができる。
- 2 幹事は幹事長を補佐し、党運営の実務にあたる。
- 3 幹事は幹事長が選任し、代表の承認を得る。
- 4 幹事の任期は1年とする。

第10条（参議院役員）

本党に、参議院議員会長およびその他必要な参議院役員を置く。

第11条（幹事会）

- 1 本党の執行機関として、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、代表、副代表、幹事長、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は代表が主宰し、その要請または委任に基づき幹事長が運営する。
- 4 幹事会は、党の運営および活動にあたるとともに、党務の執行に関する事項を決定する。

第5章 党組織

第12条（党本部）

- 1 党本部は、衆議院小選挙区総支部、衆議院比例区総支部、参議院選挙区総支部、参議院比例区総支部、都道府県総支部連合会を統括する。
- 2 総支部長は、原則として党所属国会議員または国政選挙の公認候補予定者が務めることとし、その任期は当該国政選挙期日までとする。

第13条（候補者の選定手続きおよび決定機関）

- 衆議院議員選挙および参議院議員選挙の候補者の公認・推薦等は、幹事長の発議に基づき幹事会で決定する。
- 2 都道府県知事、政令市長の候補者の公認、推薦等は、幹事長の発議に基づき幹事会で決定する。
- 3 幹事長は、幹事会の承認にもとづき、その他の公職の候補者の公認、推薦権の一部を県連に委任することができる。
- 4 幹事会は、公職の候補者の公認、推薦について、必要があると判断する場合は、前項にもとづく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

第14条（総支部）

本党に、衆議院の小選挙区選出議員および公認候補予定者、衆議院の比例代表選

- 出議員および公認候補予定者、参議院の選挙区選出議員および公認候補予定者、参議院の比例代表選出議員および公認候補予定者の活動を支える党員組織として、總支部を置くことができる。
- 2 總支部長は、原則として党所屬国會議員または国政選挙の公認候補予定者が務めることとし、その任期は当該国政選挙期日までとする。
 - 3 總支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
 - 4 總支部は、幹事会が承認する場合、行政区を単位とする支部を設置することができ、また設置した場合は、これを統括する。

第15条（都道府県連）

- 各都道府県に、県連（都道府県總支部連合会）を置く。
- 2 県連は、当該都道府県下の總支部等で構成する。
 - 3 県連は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

第6章 倫理

第16条（倫理の遵守）

- 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉を傷つける行為、本規約および党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。
- 2 党員が前項に違反した場合、国會議員または国政選挙の候補予定者である党員の場合は幹事が、その他の党員の場合は所属する県連の執行機関が、当該党員の行為について十分な調査に基づき処置するものとする。

第17条（倫理規定）

倫理規定は、前条の規定に基づき、別に定める。

第7章 会計および予算等

第18条（党財政）

本党の経費は、党費、寄附、事業収入、政党交付金、その他収入をもって充てる。

第19条（予算）

本党の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとし、幹事長は、幹事会の承認に基づき毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。

第20条（決算）

幹事長は、幹事会の承認に基づき会計年度毎に会計報告を作成し、会計監査の承認を得た上で大会の承認を得なければならない。

第21条（会計監査）

本党に会計監査を置き、党の経理を監査する。

- 2 会計監査は、幹事長が選任し、両院議員総会の承認を得る。任期を1年とする。

第8章 補足

第22条（規約に係る疑義）

本規約に定めなき事項は、幹事会において協議し、決定する。

附 則

- 第1条 平成24年11月27日設立時に施行した規約は、暫定規約であり、次期大会において改正を行う。

- 第2条 設立時の代表は、嘉田由紀子が就任する。

暫定規約 平成24年11月27日

改 正 平成24年12月24日